

議 事 録

第7回 多久市農業委員会定例会

1 日 時 令和6年1月5日（金） 9:00～ 10:45

2 場 所 第3委員会室（2F）

3 出席委員

1 番 野方 信良	2 番 百崎 善夫
4 番 永渕 晴彦	5 番 北島 繁安
7 番 平山 一信	8 番 白仁田 和幸
9 番 山田 俊哉	10 番 曲渕 啓子
11 番 釘崎 正弘	12 番 田中 英行

4 欠席委員

6 番 陣内 敬

5 議事日程

- ・第17号議案 農地法第3条による許可申請について
- ・第18号議案 農地法第5条による許可申請について
- ・第19号議案 多久市農用地利用集積事業計画（案）について
- ・第20号議案 多久市東部地域及び南部地域の農業の振興に関する計画（案）に係る意見等について
- ・第21号議案 多久市農業振興地域整備計画の変更（農振除外）に係る意見等について

6 事務局

局 長 松永 直
次 長 辻 岳史
係 長 平野恵美子
主 査 溝上雄一郎

(議長)永渕会長

議事録署名委員の指名を行います。

5番 北島委員、7番 平山委員を指名いたします。

それでは、まず協議事項に入ります。

(永渕会長) それでは、議事に入ります。

第17号議案農地法第3条による許可申請について、事務局より議案の説明をお願いします。

(局長 朗読と説明)

(永渕会長) 委員の皆様から何か質問等はありませんか。

(山田委員) 申請番号2について、以前も所有権移転の申請をして許可を受けているようだが、またわざわざ申請をしないといけないのか。

(平野係長) 以前は、譲渡人のお父様が名義人の時に申請をして農業委員会から許可を受けていたが、許可後にお父様が亡くなられて、名義を変更せずにそのままの状態になっていた。

(永渕会長)

他に質問もないようですので、第17号議案 農地法第3条による申請については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第17号議案 農地法第3条の許可申請について原案のとおり決定いたしました。

次に、第18号議案 農地法第5条による許可申請について、事務局より議案の説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

(永渕会長) ただいまの説明に関連して、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

(釘崎委員) 申請番号2について、申請地は約 30 年前にみかん畑を開園したところになる。宅地と隣接しているが、現地説明会があり、雨水対策等についても隣接の方々との協議を済ませている。北側に農地があるが、防風林を伐採したりして日照時間を長くすれば、支障は無いと思われる。

(平山委員) 申請番号1について、現地確認したところ、図面のとおりであれば特に問題なさそうだった。

(辻次長) 申請番号3については、申請地周囲の土地も含んでの事業用地の予定で、すでに周囲の土地(山林)は譲受人の所有地となっており、今回の申請地だけ話がまとまらなかったため、遅れての申請になっている。

(永渕会長)ただいまの説明に関して、委員の皆様から何かご意見等がありましたらよろしくをお願いします。

(山田委員)申請番号3の北側はみかん園の優良農地だと思うが、農道に支障が出てこないだろうか。

(辻次長)譲受人には伝えておく。

(永渕会長)

他に質問もないようですので、第18号議案 農地法第5条による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第18号議案農地法第5条による申請について許可相当の意見として県に進達することに決定いたしました。

次に、第19議案 多久市農用地利用集積計画事業(案)について、事務局より議案の説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

(永渕会長)第19号議案について、委員の皆様から意見等がありましたらお願いします。

(平山委員)農地バンク貸借事業とはどこかの業者がされているのか。

(溝上主査)公益社団法人佐賀県農業公社がこの事業をしており、貸借に農業公社を仲介しての契約になる。本事業を活用すると固定資産税の軽減や賃借料の支払が確実に行えるというメリットがある。

(山田委員)貸手から農業公社へ一旦貸してから受け手を探すので、不耕作の期間が発生するということか。

(溝上主査)受け手が決まってから農地バンクの事業を活用した契約を結んでいるので、不耕作の期間は発生しない。

(白仁田委員)農地バンクの事業を活用した貸借契約が増えてきているが、今後も増えていくのか。

(溝上主査)来年度までに地域計画を策定して、令和 7 年度から計画で決めた受け手の方に貸し付けるということになっていくが、その際は農地バンク事業を活用した契約をすることになっているので、今後はもっと増えていくだろう。

(永渕会長)他に質問もないようですので、第19号議案について 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第19号議案 多久市農用地利用集積事業計画(案)について原案のとおり決定いたしました。

次に、第20議案多久市東部地域及び南部地域の農業の振興に関する計画(案)に係る意見等についてと第21号議案多久市農業振興地域整備計画の変更(農振除外)に係る意見等については関連する内容になりますので、農林課より一括して議案の説明をお願いします。(吉木課長補佐 朗読と説明)

(永渕会長)第20号議案及び第21号議案について、委員の皆様から意見等がありましたらお願いします。

(山田委員)すでに転用して後追い認可という土地があるが。

(吉木課長補佐)県から無断転用等の指摘を受けた際は、転用申請の際に始末書を付けていただく。

(白仁田委員)第20号議案について、当該地に何が計画されているのかははっきりと書かれていないのはなぜか。

(松永局長)農業振興地域から除外してもよい地域なのかどうかを審議する案件になるので、具体的な計画については転用許可申請が出た時に審議する内容になる。

(吉木課長補佐)農地転用許可基準よりみた審議の詳細ということで、農業委員会の意見も得ている。農地の区分によっても許可基準が違うので、許可基準を満たしていなければ事前にお断りしている案件もある。

(北島委員)農振除外④の案件について、埋め立てをすることだが、隣接地の方の同意は得ているのか。

(吉木課長補佐)隣接地の方と土地改良区の同意は得ており、農協についてもこれから同意を得る予定である。

(百崎委員)農地転用の申請はいつするのか。

(吉木課長補佐)第21号議案に出ている案件については、これから農業委員会や土地改良区等の意見書を付けて県へ提出し、農振除外されるまで約半年くらい期間がかかる。その後、農地転用の申請をしていただく。

(永渕会長)

他に質問もないようですので、第20号議案、第21号議案について 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第20号議案、第21号議案について原案のとおり決定いたしました。

議事は以上になります。

報告事項について

- ・農地の賃貸借契約解約届について
- ・あっせん申出書
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

その他

次会定例会日程について

令和6年2月 2日(金) 9:00～